第三百四十八条第三項第三号及び第四百八十二条第三項第三号	含む。）に掲げる	含む。）に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の経済産業省令・法務省令で定める
第三百九十九条の十三第五項第四号及び第四百十六条第四項第四号	事項	事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項
第四百九十一条	規定中	規定並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中

第七十六条中「第二条第十九項」を「第二条第二十項」に改める。

第七十八条中「第二条第十九項第二号」を「第二条第二十項第二号」に改める。

第百十条第二項及び第三項中「平成四十六年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。

第百十二条第一項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。

第百二十七条第三項第三号ニ中「第二条第二十五項第二号」を「第二条第二十六項第二号」に改める。

第百二十九条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十四項第一号」を「第二条第二十五項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十四項第四号」を「第二条第二十五項第四号」に改める。

第百三十二条第一項及び同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十九項」に、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第百四十一条第一項中「又は」の下に「認定新技術等実証実施者」を、「認定連携創業支援等事業者が」の下に「認定新技術等実証計画」を加え、「新事業活動」を「新技術等実証、新事業活動」に改める。

第百四十四条第一項中「主務大臣は」の下に「、認定新技術等実証実施者」を、「対し」の下に「、認定新技術等実証計画」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第百四十七条第一項第一号を次のように改める。

一　第六条第一項の規定による求めに関する事項　当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

第百四十七条第一項中第八号を第十一号とし、第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二　第七条第一項の規定による求めに関する事項　当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

三　新技術等実証計画に関する事項　新技術等実証計画に記載された新技術等に係る事業を所管する大臣並びに新技術等実証計画に記載された第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

四　新事業活動計画に関する事項　新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

第百四十七条第三項中「第六条第二項及び第三項」を「第八条の二第三項」に、「第五項並びに第十一条」を「第十二条」に改める。

第百四十九条中「対し」の下に「、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定」を加える。

第百五十六条第三号中「、第二項又は第四項から第六項まで」を「又は第三項から第五項まで」に改める。

第二条　産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）」を

「第一節　新たな事業の開拓
第一款　特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用事業活動の促進（第二十一条の二―第二十一条の十二）
第二款　革新的技術研究開発施設等の活用（第二十一条の十二）
第一節の二　事業適応の円滑化（第二十一条の十三―第二十一条の二十八）
成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）」

に、「第四十八条」を「第四十六条」に、「第四十九条―第六十五条」を「第四十七条―第六十五条の六」に改める。

第二条第二項中「別に法律で定める」を「この法律又は他の法律に規定する」に改め、同条第五項中「開拓」の下に「、事業適応」を加え、同条第六項中「第九項」を「第十五項」に改め、同条中第三十一項を第三十五項とし、第十八項から第三十項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第四十九条第一項第二号」を「第四十七条第一項第二号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第四十九条」を「第四十七条」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を削り、同条第十二項第一号ワ中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十一項を削り、第十項を第十六項とし、第九項を第十五項とし、第八項を第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11　この法律において「革新的技術研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であって、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

12　この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの

二　情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

三　エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

13　この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第三号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14　この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応（第十二項第三号に該当するものに限る。）を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。